

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請	(生活振興課)	三五
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率	(保健福祉部総務課)	三五
等の決定 (保健福祉部所管分 その五)	(保健福祉部総務課)	三五
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率	(保健福祉部総務課)	三五
等の決定の一部改正	(保健福祉部総務課)	三五
○肥料の登録	(道産食品安全室)	三六
○鶏のひなのふ化業者の登録	(酪農畜産課)	三六
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率	(水産林務部総務課)	三七
等の決定 (水産林務部所管分 その六)	(水産林務部総務課)	三七
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出	(建設部総務課)	三八
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	三八
○公共測量の終了の通知 (二件)	(都市環境課)	三八
○都市計画事業の認可	(建築指導課)	三八
○都市再開発法による第一種市街地再開発事業の終了の認可	(酪農畜産課)	三九
公 表	(労政福祉課)	四一
○飼料試験結果の公表		
○争議行為の通知		
支庁告示		
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し		四一
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		四一
道教育庁檜山教育局告示		四一
○一般競争入札の実施		
道教育庁空知教育局告示		四二
○特定調達契約に係る入札の公告		
道教育庁網走教育局告示		四二
○特定調達契約に係る入札の公告		
道選挙管理委員会告示		四四
○政治団体の設立の届出 (平成十四年七月分)		四六

○政治団体の届出事項の異動の届出 (平成十四年七月分)	四七
○政治団体の解除の届出 (平成十四年七月分)	四八
○資金管理団体の指定の届出 (平成十四年七月分)	四八
○資金管理団体の届出事項の異動届出 (平成十四年七月分)	四八
○資金管理団体の指定取消の届出 (平成十四年七月分)	四九
○政党支部の届出 (平成十四年七月分)	四九
道監査委員公表	
○監査公表第十一号	四九

告

示

北海道告示第1770号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更 (特定非営利活動に係る事業に関する変更及び収益事業に関する変更) の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年11月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 申請のあった年月日 平成14年9月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称 札幌アシストセンターサマー
- 3 代表者の氏名 小谷 晴子
- 4 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南14条西19丁目1番53-203号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で生活している高齢の人達・障害を持つ人達・子どもたちに対して、クオリティ・オブ・ライフ (QOL) の向上を目的に個人の求めに応じた福祉サービスを提供し、ソーシャル・サービスの推進と、彼らが、住み慣れた地域で安心とゆとりを持って暮らしていくことができるようなシステムづくりを寄与することを目的とする。

北海道告示第1771号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年11月8日

北海道知事 堀 達 也

(保健福祉部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
子育て支援特別対策事業(乳幼児健康支援ダイサービス事業) 現に保育所に通所中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な期間、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村(札幌市を除く。)	乳幼児健康支援ダイサービス事業に必要な経費	3分の2以内	交付申請書に添付すべき関係書類 共通第16号様式 共通第18号様式 保福第20号様式 保福第152号様式	実績報告書に添付すべき関係書類 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第152号様式	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1772号

平成14年北海道告示第559号(平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定)の一部を次のように改正する。

平成14年11月8日

16 看護師宿舍等施設整備事業の項中「3分の1以内」を「2分の1以内。ただし、知事が北海道知事堀達也

北海道告示第1773号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成14年11月8日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	登録年月日
北海道第2844号	生石灰	85.0生石灰	アルカリ分 85.0	該当なし	小野工業株式会社	平成14.10.29
北海道第2845号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 65.0			

北海道告示第1774号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者の登録簿に登録した。

平成14年11月8日

登録番号	ふ化業者	ふ化場所	登録年月日
	氏名又は名称	住所	北海道知事堀達也

14－1	株式会社北海道中央種鶏場	北海道夕張郡由仁町馬追247番地	株式会社北海道中央種鶏場	北海道夕張郡由仁町馬追247番地	平成14.10.28	北海道告示第1775号 北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。 平成14年11月8日
14－2	ホクレン農業協同組合連合会	札幌市中央区北4条西1丁目3番地	ホクレン農業協同組合連合会中央種鶏場	岩見沢市緑ヶ丘240番地	同	北海道知事 堀 達 也

(水産林務部所管分 その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 漁業協同組合組織緊急再編対策事業（漁協パーケテイング等強化事業） 地域の特性を活かした水産物の販路の確保等合併後の漁業協同組合の経済事業等の強化に資するため、事務の合理化・効率化のための機器及びソフトウェアの整備・導入を行う合併等実施漁業協同組合等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が漁協パーケテイング等強化事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費（機器等の導入経費に限る。）	3分の2以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその4まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその5まで	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
2 森林整備地域活動支援交付金事業 森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が森林整備地域活動支援交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1776号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めするため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出

がであった。
その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同

組合の事務所に備え置いて、平成14年11月8日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日	北海道知事 堀 達 也			
発 起 人	住 所 及 び 氏 名	加 入 区 名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
勇払郡鷗川町字汐見22番地の1	長谷川光一	鷗 川	鷗 川 漁 業 協 同 組 合	同
55番地の30	亀田 修一	同	同	同

北海道告示第1777号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年11月8日

1(1) 作業種類	公共測量（道路管理）	北海道知事 堀 達 也
(2) 作業期間	平成14年9月6日から12月13日まで	
(3) 作業地域	天塩町	
2(1) 作業種類	公共測量（道路管理）	
(2) 作業期間	平成14年10月21日から12月13日まで	
(3) 作業地域	苫前町	

北海道告示第1778号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年11月8日

1 作業種類	公共測量（1・2級基準点）	北海道知事 堀 達 也
2 作業期間	平成14年8月26日から10月22日まで	
3 作業地域	佐呂間町	

北海道告示第1779号

釧路開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年11月8日

1 作業種類	公共測量（基準点設置）	北海道知事 堀 達 也
2 作業期間	平成14年7月12日から10月18日まで	
3 作業地域	釧路市	

北海道告示第1780号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年11月8日

1(1) 施行者の名称	札幌市	北海道知事 堀 達 也
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・4・55号琴似・栄町通）	
(3) 事業施行期間	平成14年11月8日から平成19年3月31日まで	
(4) 事業用地収用の部分	札幌市北区新琴似1条1丁目、新琴似2条1丁目、北32条西13丁目及び北33条西12丁目地内	

2(1) 施行者の名称	札幌市	
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・5・21号鉄工団地通）	
(3) 事業施行期間	平成14年11月8日から平成21年3月31日まで	
(4) 事業用地収用の部分	札幌市手稲区前田1条2丁目、前田1条3丁目、前田1条4丁目、前田1条5丁目、前田1条6丁目及び前田1条7丁目地内	

北海道告示第1781号

都市再開発法（昭和44年法律第88号）第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

平成14年11月8日

1 施行者の名称	六新商業協同組合	北海道知事 堀 達 也
2 事業施行期間	平成11年12月15日から平成14年10月25日まで	
3 施行地区	河東郡音更町大通6丁目2番4～50、2番53、2番54、3番4～10及び大通7丁目5番3	

- 4 事業の名称 音更六新地区第一種市街地再開発事業
- 5 施行認可の年月日 平成11年12月15日
- 6 終了認可の年月日 平成14年10月25日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第7項の規定により、平成14年7月から9月までに検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成14年11月8日

収去場所飼料の名称製造年月試験結果の概要（％）備考

北海道知事堀達也

- 1 栄養成分に関する検査
- 製造事業場等の名称収去場所飼料の名称製造年月
- 及び所在地

札幌市 今野和男 札幌市 今野和男 EMボカシ H14. 8 13.5 — 粗たん 粗脂肪 カルシ ャム リン 粗繊維 粗灰分 備 考

稚内市 広沢好古 稚内市 広沢好古 ポラックエレメント 同 11.6 — 白 質 — 5.4 12.4

稚内市 稚内市 コッドエレメント 同 3.5 32.3 — — 1.8 4.3

株式会社 広沢商店はまなす工場 株式会社 広沢商店はまなす工場 同 3.5 32.3 — — 12.5 1.9

稚内市 株式会社 北辰 稚内市 株式会社 北辰 フバント・L 同 16.1 4.9 0.1 1.8 7.4 8.1

株式会社 石崎商店 株式会社 石崎商店 同 1.0 — 40.0 17.8 — 98以上

中札内村 中札内村 同 20.5 — — — 4.3 6.4

農事組合法人 中札内飼料組合 農事組合法人 中札内飼料組合 同 20.5 — — — 4.3 6.4

紋別市 株式会社 オホーツク微生物研究所 紋別市 株式会社 オホーツク微生物研究所 同 13.9 — — — 4.7 11.8

粗たん白質表示成分量（19%以上）に対し5.1%不足

紋別市 株式会社 北農技研 紋別市 株式会社 北農技研 ルーメンパワー 同 13.6 — — — 3.6 6.1

株式会社 北農技研 株式会社 北農技研 同 13.6 — — — 3.6 6.1

標茶町 農事組合法人 釧根生産組合 標茶町 農事組合法人 釧根生産組合 同 18.1 — — — 5.1 5.1

農事組合法人 釧根生産組合 農事組合法人 釧根生産組合 同 18.1 — — — 5.1 5.1

標茶町 農事組合法人 釧根生産組合 標茶町 農事組合法人 釧根生産組合 同 18.4 — — — 3.7 4.8

農事組合法人 釧根生産組合 農事組合法人 釧根生産組合 同 18.4 — — — 3.7 4.8

- 2 安全性に関する検査
- 製造事業場等の名称収去場所飼料又は飼料添加物の名称製造年月試験項目
- 及び所在地 札幌市 今野和男 札幌市 今野和男
- 飼料又は飼料添加物の名称製造年月試験項目
- 発酵飼料 EMボカシ H14. 8 動物性たん白質—動物由来DNA 違反の有無及び違反の内容

札幌市 株式会社 北星札幌支店	札幌市 株式会社 北星札幌支店	単体飼料	バンビーノ	H14. 8	動物性たん白質一動物由来DNA	無
札幌市 株式会社 北星札幌支店	札幌市 株式会社 北星札幌支店	同	焙煎圧扁大豆	同	同	同
札幌市 株式会社 ケーアソドケー	札幌市 株式会社 ケーアソドケー	発酵飼料	モーゲンキ	同	同	同
三重県鈴鹿市 清和酵素株式会社本社工場	俱知安町 北海道オリオン株式会社俱知安出張所	同	HIピタコーゲン	H14. 6	同	同
苫小牧市 ホクレンくみあい飼料株式会社	旭川市 ホクレン農業協同組合連合会旭川支所	乳用牛飼育用配合飼料	ニューライソ18	H14. 8	同	同
苫小牧市 マルシェン株式会社苫小牧工場	幌延町 ホクレン農業協同組合連合会西天北中継基地	同	セゾンツウ18	同	同	同
稚内市 広 沢 好 古	稚内市 広 沢 好 古	牛用混合飼料	牛用肝油吸着飼料ボラツクエレメント コッドエレメント	同	同	同
稚内市 株式会社 広沢商店はまなす工場	稚内市 株式会社 広沢商店はまなす工場	肝油吸着飼料	同	同	同	同
豊富町 株式会社 北辰豊富飼料工場	豊富町 株式会社 北辰豊富飼料工場	家畜用混合飼料	アバント・L	同	同	同
稚内市 株式会社 石崎商店	稚内市 株式会社 石崎商店	単体飼料	活性カルシウムてんぼく	同	同	同
興部町 有限会社 オホーツク微生物研究所	興部町 有限会社 オホーツク微生物研究所	牛用発酵混合飼料	北光菌体飼料	同	同	同
興部町 株式会社 北農技研	興部町 株式会社 北農技研	牛用混合飼料	ルーマンパワー	同	同	同
三重県鈴鹿市 清和酵素株式会社本社工場	興部町 北海道オリオン株式会社興部営業所	発酵飼料	HIピタコーゲン	H14. 7	同	同
中札内村 農事組合法人 中札内飼料組合	中札内村 農事組合法人 中札内飼料組合	乳用牛飼育用混合飼料	乳牛用E号	H14. 8	同	同
標茶町 農事組合法人 釧根生産組合	標茶町 農事組合法人 釧根生産組合	同	自家配合18号	同	同	同

標茶町
農事組合法人 釧根生産組
合

標茶町
農事組合法人 釧根生産組
合

乳用牛飼育用混合飼料

自家配合75号

H14. 8

動物性たん白質—動物由来DNA 無

旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 市川ゆかりから、平成14年10月29日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成14年11月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 事 件 (1) 賃金改善等の要求に関する係争
(2) 労働条件等の要求に関する係争
(3) 増員等の要求に関する係争
(4) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成14年11月9日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 旭川赤十字病院において、旭川赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第11号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成14年11月8日

北海道渡島支庁長 松 田 光 皖

- 1 住 所 北海道函館市杉並町13番13号
- 2 商号又は名称 なし
- 3 氏 名 木村 昌司
- 4 登録番号 北海道知事(2)渡第00738号
- 5 登録取消年月日 平成14年10月24日

北海道胆振支庁告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年11月8日

北海道胆振支庁長事務代理

北海道胆振支庁副支庁長 角 井 由美子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡厚真町字上厚真10番49号（ほか6筆（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡厚真町京町120 厚真町長 藤原 正幸
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月6日 胆建指第13－9号

厚 真 市 立 榎 山 教 育 局 告 示

北海道教育庁榎山教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年11月8日

北海道教育庁榎山教育局長 内 田 幹 秀

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 32台（普通科）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成15年1月6日（月）
- (4) 納入場所 北海道上ノ国高等学校
- (5) 契約期間 平成15年1月6日から3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に契約期間を延長することが有り得る。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

第1415号

北海道公報

北海道

10	(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
	3 条件付一般競争入札参加資格の審査
	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
	ア 申請の時期 平成14年11月8日（金）から22日（金）まで
	イ 申請の方法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。
	ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043－8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
	4 契約条項を示す場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
	5 入札執行の場所及び日時
	(1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎講堂 別館4階 (2) 入 札 日 時 平成14年11月29日（金）午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

10	6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
	7 入札説明書の交付に関する事項
	(1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
	8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
	9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
	10 契約書作成の要否

要	11	そ	の	他	
	(1)	開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。			
	(2)	入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い			
	ア	落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
	イ	落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。			
	(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
	ア	名	称	北海道教育庁檜山教育局企画総務課	
	イ	所	在	地	郵便番号 043－8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3
					電話番号 01395－2－1010 内線 3115
	(4)	この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。			
	(5)	この入札の執行は、公開する。			
	(6)	詳細は、入札説明書による。			
道教育庁空知教育局告示					
北海道教育庁空知教育局告示第9号					
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。					
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ブラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。					
平成14年11月8日					
1 入札に付する事項					
(1) 調達をする物品等の名称及び数量					
北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入					
ア 農林業用機械器具 デイスクモータほか					
イ 農林業用機械器具 中型チャッパほか					
4品目 4点					
5品目 7点					

11	1 入札に付する事項
	(1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 ア 農林業用機械器具 デイスクモータほか 4品目 4点 イ 農林業用機械器具 中型チップパーほか 5品目 7点

ウ	農林業用機械器具	分割まるめ機ほか	6品目	10点
エ	農林業用機械器具	フラワーコーンキーパーほか	7品目	8点
オ	農林業用機械器具	ターフカッターほか	9品目	25点
カ	農林業用機械器具	米粒品質評価システムほか	2品目	2点
キ	理化学機器・計測機器及び資材	全自動汎用抽出 ^ニ 濾過装置ほか	19品目	31点
ク	自動車	農耕用ダンゾ	1品目	1点
(2)	調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。		
(3)	納 入 期 日	平成15年2月10日 (月)		
(4)	納 入 場 所	北海道岩見沢農業高等学校		
2	入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。		
(1)	平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。			
(2)	道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。			
(3)	当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。			
(4)	当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。			
3	条件付一般競争入札参加資格の審査			
(1)	この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。			
ア	申 請 の 時 期	平成14年11月8日 (金) から22日 (金) まで		
イ	申 請 の 方 法	申請書類の提出先 ^ニ の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。		
ウ	申請書類の提出先	郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課		
4	契約条項を示す場所	北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課		
5	入札執行の場所及び日時	北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 068－8550 北海道		
(1)	入 札 場 所			

教育庁空知教育局企画総務課)				
(2)	入 札 日 時			
ア	平成14年12月18日 (水)	午前9時30分		
イ	同	午前11時		
ウ	同	午後1時30分		
エ	同	午後3時		
オ	平成14年12月19日 (木)	午前9時30分		
カ	同	午前11時		
キ	同	午後1時30分		
ク	同	午後3時		
(郵送による場合は、アからエまでは平成14年12月17日 (火)、オからクまでは平成14年12月18日 (水) までに必着のこと。)				
(3)	開 札 場 所	(1)に同じ。		
(4)	開 札 日 時	(2)に同じ。		
6	入 札 保 証 金			
(1)	入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。			
(2)	入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。			
7	入札説明書の交付に関する事項			
(1)	交 付 場 所	北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課		
(2)	交 付 方 法	(1)の場所 ^ニ で交付する。		
8	落札者の決定方法			
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。				
9	契約書作成の要否			
10	そ の 他			
(1)	開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関係する条件に違反した入札は、無効とする。			
(2)	入札金額等に係る消費税等の取扱い			

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126－23－2231 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

II Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Article purchase which affects subject conversion at Hokkaido Iwamizawa agriculture high school

a. Mechanical appliance for agriculture and forestry Drum Mower and others 4 items (4 units)

b. Mechanical appliance for agriculture and forestry The machine which makes timber a chip and others 5 items (7 units)

c. Mechanical appliance for agriculture and forestry The machine to form by dividing bread cloth and others 6 items (10 units)

d. Mechanical appliance for agriculture and forestry The showcase which keeps the freshness of flowers and others 7 items (8 units)

e. Mechanical appliance for agriculture and forestry The turf cutting-off machine and others 9 items (25 units)

f. Mechanical appliance for agriculture and forestry Rice appearance and quality analyzer and others 2 items (2 units)

g. Physics and chemistry equipment, the measurement and the material The equipment,

which does the extraction and filtration of soilingredient and others 19 items (31 units)

h. Car The dump car for agriculture 1 item (1 unit)

B. Bidding date and time :

a. 9 : 30 A. M., December 18, 2002

b. 11 : 00 A. M., December 18, 2002

c. 1 : 30 P. M., December 18, 2002

d. 3 : 00 P. M., December 18, 2002

e. 9 : 30 A. M., December 19, 2002

f. 11 : 00 A. M., December 19, 2002

g. 1 : 30 P. M., December 19, 2002

h. 3 : 00 P. M., December 19, 2002

(Regarding bids a to d, if mailed, bids must arrive no later than December 17. regarding bids e to h, if mailed, bids must arrive no later than December 18)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,
Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education
Nishi 5-chome, 8-jo, Iwamizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan
Phone : 0126-23-2231 Ext. 3117

北海道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年11月8日

北海道教育庁網走教育局長 清 原 登志夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月あたりの単価）

ア パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校 普通科

イ パーソナルコンピュータ 一式 32台×1校 普通科

ウ パーソナルコンピュータ 一式 7台×1校 養護学校

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年1月10日（金）

(4) 納 入 場 所 北海道北見柏陽高等学校、北海道小清水高等学校及び網走養

護学校	
(5) 契 約 期 間	平成15年1月10日から3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に契約期間を延長することが有り得る。
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。	
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申 請 の 時 期	平成14年11月8日から22日まで
イ 申 請 の 方 法	申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 093－8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4 契約条項を示す場所	北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局2階会議室（郵送による場合は、郵便番号 093－8619 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係）
(2) 入 札 日 時	ア及びイ 平成14年12月4日（水）午前11時 ウ 同 午後2時 （郵送による場合は、平成14年12月3日までに必着のこと。）
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
6 入 札 保 証 金	入札保証金は免除する。
7 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道網走市北7西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
(2) 交 付 方 法	5の(1)の場所で交付する。
8 落 札 者 の 決 定 方 法	北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月あたりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月あたりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関係する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
イ 所 在 地	郵便番号 093－8619 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152－44－7171 内線 3117
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	

- (6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computer 42 1 set
b. Personal Computer 32 1 set
c. Personal Computer 7 1 set

B. Bid tendering date and time :

- a and b 11 : 00 A. M., December 4, 2002
c 2 : 00 P. M., December 4, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than December 3)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,
Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education
Nishi 3, kita 7, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan
Phone : 0152-44-7171 Ext. 3117

投票管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成14年11月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年7月分)

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
政 党	自由民主党北海道札幌市厚別区第一支部	札幌市厚別区厚別南1丁目10-4	伊達 忠 心	松 崎 耕 治	事務局
同	同 北区第二支部	同 北区北40条西5丁目5-25	水 城 義 幸	伊 藤 平 三 郎	同
同	同 手稲区第三支部	同 手稲区手稲本町1条2丁目1番3号	新 山 幸 子	伊 藤 橋 清 志	同
否	坂ひろみとさわやかネット	同 中央区南2条東1丁目 南2条ビル市民ネットワーク内	泉 屋 めぐみ	高 橋 みゆき	同
同	藤川まさしプロジェクト21	同 北6条西26丁目1番33号 26K・Iビル208号	藤 川 雅 生	伊 藤 藤 彰 規	同
同	北田やよいとさわやかネット	石狩市花川北3条1丁目2-34	北 田 弥 生	道 上 裕 子	石狩支所
同	山田明美とさわやかネット	石狩郡当別町スウェーデンヒルズ2428番地49	山 田 明 美	狩 野 純 一	同
同	かじやけいぞう後援会	茅部郡砂原町字場中101番地	梶 田 谷 恵 造	狩 野 正 一	渡島支所
同	新木茂と伸び行く熊石を築く会	爾志郡熊石町字雲石155の6	赤 石 津 興	狩 野 田 慶 春	檜山支所
同	安達正樹後援会	余市郡赤井川村字赤井川289	亀 尾 光 次	山 口 義 博	後志支所
同	斎藤博行後援会	小樽市入船5丁目15-11	佐 藤 利 次	片 川 山 村	同
同	中村裕之後援会	余市郡余市町黒川町1294番地6	沼 佐 誠 清	鈴 川 村 木	同
同	花岡ユリ子・岩見ともよ後援会	小樽市若竹町26-18	西 脇 孝 一	鈴 菅 小 野	同
同	岩見沢の未来を創る会	岩見沢市4条西2丁目11	渡 邊 孝 一	森 嶋 良 男	空知支所
同	釣部勲妹背牛後援会	雨竜郡妹背牛町1区6町内	森 嶋 良 男	松 村 忠 至	同
同	同 由仁後援会	夕張郡由仁町三川緑町129	松 村 忠 至	藤 井 英 雄	同
同	山下たかふみ妹背牛後援会	雨竜郡妹背牛町1区11町内	渡 邊 孝 一	渡 邊 孝 一	同
同	斉藤伸後援会	天塩郡豊富町大通10丁目	大久保 功一	大久保 功一	宗谷支所
同	岩田のりかず後援会	苫小牧市豊川町2丁目4番13号	大久保 功一	大久保 功一	胆振支所

否	野田省一後援会	勇払郡穂別町字穂別57番地1	野田省一	野田良子	胆振支所
同	中川昭一婦人部後援会	帯広市大通南13丁目5番地	馬場光子	伊賀優子	十勝支所
同	三好喜美雄後援会	中川郡本別町北2丁目	花房孝典	三好叔江	同
政	党	自由民主党白糠支部	平賀勝也	木村正清	釧路支所
否	ふじわら弘と共に21世紀の根室を築く会	白糠郡白糠町刺牛3丁目2-10 根室市本町2丁目19番地	鈴木欽一郎	飛島照義	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第 124 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成14年11月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成14年7月分)

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
見友会	代表者の氏名	溝杉孝久	鈴木秀夫	事務局
北電営配エソジニアリング労働組合政治活動委員会	同	種市勝久彦	田中直久	同
同	会計責任者の氏名	後藤智彦	種市勝久	同
北海道商工政治連盟	主たる事務所の所在地	札幌市東区北35条東14丁目1-501号五 十嵐洋一方	札幌市南区南沢4条1丁目10-7岡 真則方	同
北海道測量設計業政治連盟	代表者の氏名	山内和夫	白石貢	同
みのべ順章連合後援会	同	阿部重雄	松田正治	同
横山ひろ子後援会	主たる事務所の所在地	札幌市西区発寒9条11丁目9-29	札幌市西区琴似2条6丁目1-2	同
堀弘子とさわか市民会議	同	石狩市花川南9条2丁目50番地	石狩市花川南8条1丁目126番地	石狩支所
同	代表者の氏名	堀弘子	北田弥生	同
知内民社協会	同	大橋理喜夫	荒井満也	渡島支所
若山あきお後援会	主たる事務所の所在地	檜山郡江差町字橋本町71-1	檜山郡江差町字茂尻46の3	檜山支所
自由民主党北海道港運支部	会計責任者の氏名	元川聡明	秋山弘	後志支所
空知建設政治連盟	同	藤野善晴	吉岡秀明	空知支所
山下貴史栗山後援会	代表者の氏名	松原正和	小林米三郎	同
日本商工連盟士別地区連盟	会計責任者の氏名	橋本清美	小西裕	上川支所
自由民主党訓子府支部	主たる事務所の所在地	常呂郡訓子府町高園209	常呂郡訓子府町柏丘	網走支所
すがわら広後援会	代表者の氏名	柴門憲雄	坂野徳三郎	同
同	会計責任者の氏名	菅原悦子	佐藤政治	同
自由民主党白老支部	代表者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	胆振支所
同	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	同
さーくる21むろらん市民の会	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	同

永沢真人後援会	主たる事務所の所在地	登別市中央町6-3-2	登別市中央町6-5-1	胆振支所
勝井勝丸池田町後援会	会計責任者の氏名	細川隆明	宮内邦夫	十勝支所
若原匡二後援会	代表者の氏名	大石達雄	長尾巳俊	同
自由民主党北海道第十三選挙区支部	政治団体の名称	自由民主党北海道第十三選挙区支部	自由民主党北海道衆議院比例区第一支部	釧路支所
北海道石油政治連盟釧根地方支部	代表者の氏名	四十物祐吉	檜森光雄	同
北村直人中標津後援会	会計責任者の氏名	西村善雄	柳 信	根室支所
同	同	同	同	同

北海道選挙管理委員会告示第 125 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年11月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年7月分）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
三上たかし後援会	秋谷明雄	平14. 5. 3	石狩支所
明日の北海道を拓く会	野呂善市	同14. 7. 29	渡島支所
のる善市と歩む会	松本栄一	同	同
ホットウエーブ空知	渡邊孝一	同	空知支所
山下貴史妹背牛後援会	藤井英雄	同14. 6. 30	同

品田よしひろ後援会	品田好博	同12. 12. 28	網走支所
加瀬信夫後援会	松宮久夫	同12. 12. 30	同
青年自由党室蘭支部	大本晃也	同14. 7. 25	胆振支所
三好喜美雄後援会	花房雄輝	同14. 6. 30	十勝支所
自由民主党白糠支部	平賀勝也	同14. 7. 3	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第 126 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年11月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年7月分）

資金管理団体の届出をした者			資 金 管 理 団 体		
氏 名	公 職 の 種 類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出先
梶谷恵造	砂原町長	かじやけいぞう後援会	茅部郡砂原町字場中101番地	梶谷恵造	渡島支所
渡邊孝一	岩見沢市長	岩見沢の未来を創る会	岩見沢市4条西2丁目11	渡邊孝一	空知支所
野田省一	穂別町議會議員	野田省一後援会	勇払郡穂別町字穂別57番地1	野田省一	胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第 127 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成14年11月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年7月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者		
氏 名	公 職 の 種 類	

資金管理団体の名称

異 動 事 項

異 動

内

容

届 出 先

新

旧

北海道選挙管理委員会告示第 128 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年11月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年7月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者			資 金 管 理 団 体		
氏 名	公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	指 定 取 消 届 出 先
野 呂 善 市	北 海 道 議 会 議 員	明日の北海道を拓く会	茅 部 郡 森 町 字 森 川 町 3 - 16	野 呂 善 市	平 14 . 7 . 29 渡 島 支 所
渡 邊 孝 一	衆 議 院 議 員	ホットウエーブ空知	岩 見 沢 市 6 条 西 5 丁 目 2 - 35	渡 邊 孝 一	同 空 知 支 所
品 田 好 博	女 満 別 町 議 会 議 員	品田よしひろ後援会	網 走 郡 女 満 別 町 昭 和 94 - 40	品 田 好 博	同 12 . 12 . 28 網 走 支 所

北海道選挙管理委員会告示第 129 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年11月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

当該政治団体を支部とする政党の名称（政 党 本 部 の 名 称）			政 党 の 支 部 の 名 称	主 たる 活 動 区 域 が 1 以 上 の 市 町 村 又 は 選 挙 区 の 区 域 を 単 位 と し て 設 け ら れ る 支 部 で あ る か 否 か の 別	届 出 先
自由民主党本部			自由民主党北海道札幌市厚別区第一支部	有	事 務 局
同			同	同	同
同			同	同	同
同			自由民主党白糠支部	同	釧 路 支 所

監 査 委 員 公 表

監査公表第11号

地方自治法第199条第5項の規定により行った平成13年度に係る随時監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年11月8日

北海道監査委員 山 崎 正 隆
北海道監査委員 岡 本 修 一
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

- 第 1 監 査 の 概 要
- 1 監 査 の 目 的
- 平成13年度定期監査において書面監査等を実施した部局を対象に、より詳細な監査を目的として、財務に関する事務の執行について随時監査を実施した。
- 2 監 査 の 実 施 部 局 及 び 実 施 時 期
- 別表に掲げる25箇所の部局について実施した。
- 3 監 査 の 実 施 方 法
- 監査実施部局から提出された監査資料に基づき、監査対象事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類についてその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取るなどの方法により実地に監査を実施した。

第2 監査の結果
財務に関する事務の執行について監査を実施した結果、一部の部局においては是正又は改善を要する事項があった。

1 契約に係る事項

《指摘事項》
物品の購入に係る予定価格積算において、採用する単価が適切でなかったことから積算が過大となり、契約額が割高となっていた。
(静内高等学校)

2 その他の事項

《指摘事項》
学校内の施設で火災が発生し、修繕費用として98万4,784円の支出があった。

(名寄農業高等学校)

《指導事項》
公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用を支出しているものがあった。

(別表)

監 査 実 施 部 局 及 び 監 査 実 施 時 期

監 査 実 施 部 局 名	監 査 実 施 年 月 日
中 央 児 童 相 談 所	平成14年10月4日
向 陽 学 院	平成14年10月3日
渡 島 保 健 所	平成14年9月26日
稚 内 高 等 技 術 専 門 学 院	平成14年9月25日
苫 小 牧 高 等 技 術 専 門 学 院	平成14年9月26日
水 産 孵 化 場	平成14年10月4日
札 幌 稲 雲 高 等 学 校	平成14年10月3日
江 差 高 等 学 校	平成14年9月25日
奥 尻 高 等 学 校	平成14年9月26日
岩 見 沢 東 高 等 学 校	平成14年10月4日
赤 平 高 等 学 校	平成14年10月3日
名 寄 農 業 高 等 学 校	平成14年10月3日
中 頓 別 農 業 高 等 学 校	平成14年9月26日

登 別 高 等 学 校	平成14年10月3日
登 別 南 高 等 学 校	平成14年10月4日
厚 真 高 等 学 校	平成14年9月27日
鶴 川 高 等 学 校	平成14年9月26日
穂 別 高 等 学 校	平成14年9月25日
静 内 高 等 学 校	平成14年9月25日
七 飯 養 護 学 校	平成14年9月25日
旭 川 養 護 学 校	平成14年10月4日
俱 知 安 警 察 署	平成14年10月3日
岩 内 警 察 署	平成14年10月4日
厚 岸 警 察 署	平成14年10月3日
池 田 警 察 署	平成14年10月4日